

オピニオン
メディア

市議会で質問不許可

議長「刑事裁判記録利用は品位損なう」

新潟県長岡市の市議2人が8月、同市で起きた官製談合事件について刑事裁判記録を基に質問しようとしたところ、議長から「みだりな利用で議会の品位を損なう恐れがある」として不許可にされた。2人は「真相を明らかにするため、記録利用の不当な制限」と訴える。刑事裁判は公開の法廷で審理されたもので、専門家も「裁判記録は公文書で、それを使った議活動は行政の説明責任を高めるものだ」と議長を批判する。

【青島頭】

長岡市官製談合、背景めぐり 新潟

長岡市では2019年1月の市発注の下水道工事を巡る官製談合事件が新潟県警の捜査で明るみに出た。工事価格が当時の市職員2人から県議秘書、業者へと漏れ、業者が工事価格を基に算出できる最低制限価格（入札の下限となる価格）で落札した構図だった。4人が官製談合防止法違反などで起訴され、新潟地裁で執行猶予付き有罪判決を受けて確定した。

【新潟県長岡市】

長岡市では2019年1月の市発注の下水道工事を巡る官製談合事件が新潟県警の捜査で明るみに出た。工事価格が当時の市職員2人から県議秘書、業者へと漏れ、業者が工事価格を基に算出できる最低制限価格（入札の下限となる価格）で落札した構図だった。4人が官製談合防止法違反などで起訴され、新潟地裁で執行猶予付き有罪判決を受けて確定した。

関氏によると、議会後、2人は各派から抗議されたうえ、丸山広司議長らから複数回、記録を使った質問を控えるように言われたという。2人は8月下旬、弁護士を通じて「談合の実態説明という公益

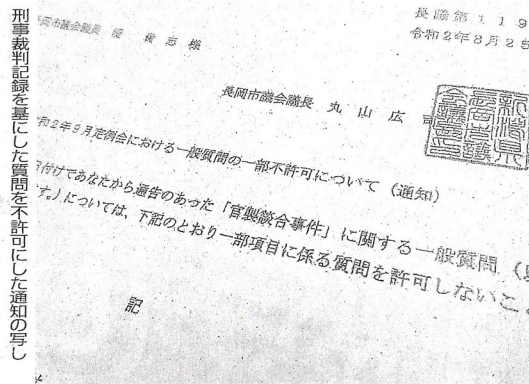
目的での質問で、正当な理由がある」と主張し、9月議会に改めて質問通告した。しかし丸山議長は「一部不許可にする」と通知があり、質問を断念した。通知は、有罪が確定した元市職員の証言などを議会に明らかにすることについて、閲覧記録を「みだりに用いて公の秩序を害し」たり、「犯人の更生を妨

け」たりすることを禁じた刑事確定訴訟記録法6条に違反するとし「議会の品位を損なうおそれがある」としている。

専門家「正当な行為」

関氏は取材に「談合が組織ぐるみだったと指摘されることが嫌だった可能性もある」と話している。丸山議長は取材に対し「議会事務局を通して、不許可の理由を『元職員の改善や更生が妨げられ、名誉や生活の平穩を侵害する』などとし、『議場に保管記録を援用した質問』」と説明する。

刑事裁判記録の利用に詳しい福島至・龍谷大学教授（刑事法）は「記録法が制限する『みだりな』利用は、正当な理由がないという趣旨だ。閲覧で得られた情報を基に議員が議会での質問するのは正当な職務行為で、議会制民主主義の立場からも望ましい。制限は民主主義の破壊行為だ」と説明する。



刑事確定訴訟記録法6条（抜粋）

保管記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序もしくは善良の風俗を害し、犯人の改善および更生を妨げ、または関係人の名誉もしくは生活の平穩を乱す行為をしてはならない。

メディアの